

一般社団法人耐震住宅 100 パーセント実行委員会
会員規約

2017 年 11 月 27 日作成

一般社団法人耐震住宅 100 パーセント実行委員会 会員規約

第 1 章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人耐震住宅 100 パーセント実行委員会(以下「当法人」という。)の定款第 2 章「社員及び会員」に関する事項を定めるものとする。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人の定款第 6 条に定める会員に適用される。

第 2 章 会員資格

(会員)

第3条 当法人の会員は、次の 3 種とし、当法人の定款第 3 条の目的に賛同し、本規約を承諾し且つ当法人の理事会の承認を得たものを条件とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会する団体

(正会員 A) 当法人設立以前の任意団体「耐震住宅 100%実行委員会」に参加し、年会費を支払い、今後も継続して当法人の目的に賛同して入会する SE 構法登録施工店

(正会員 B) 当法人の設立にあたり、新規に当法人の目的に賛同して入会する工務店

(2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するため入会する団体

(3) 名誉会員

当法人に功労のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された個人

2 前項の正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会申込)

第4条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員または賛助会員となる。

(入会不承認)

第5条 入会希望者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当法人は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申込みの申告事項に虚偽の記載、誤記、記入漏れが合った場合
- (2) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関連企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団もしくは個人またはこれらに準じる者である場合
- (4) その他、当法人が不適当な事由があると判断した場合

(有効期間と更新)

第6条 会員資格の有効期間は、7月1日から6月30日までの1年間とする。ただし、入会初年度については、第4条の規定により会員になった日の翌日から起算して1回目に訪れる6月30日までとする。

- 2 有効期間満了日の1ヶ月前までに会員から退会の申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとする。

(入会金及び年会費の支払い)

第7条 正会員及び賛助会員は、本条に定めるところに従い、入会金及び年会費(以下「会費」という。)を支払うものとする。

会員種別	入会金	年会費
正会員A	-	10万円
正会員B	10万円	10万円
賛助会員	-	20万円
名誉会員	-	-

- 2 会費は口座振替により支払うものとする。

- 3 会員が納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(変更の届出)

第8条 会員は、その名称、住所、または連絡先等について、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きをおこなうものとする。

- 2 当法人は、会員が前項の通知をおこなわなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく、年会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 当該会員を除く総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡または解散もしくは破産したとき。

第3章 会員の権利と義務

(会員の権利)

第12条 会員は以下に掲げる権利を有する。

会員の権利		会員種別			
		正会員 A	正会員 B	賛助会員	名誉会員
1	社員総会での議決権	○	○	×	×
2	理事及び監事への就任	○	○	×	×
3	事業報告・事業計画等の送付	○	○	○	○
4	ワーキンググループへの参加	○	○	○	○
5	当法人ロゴの使用許諾	○	○	○	○

(会員の義務)

第13条 会員は、本規約、当法人の定款ならびにその他当法人が定める規約、当法人との間で合意した約定を遵守するものとする。

- 2 会員は、当法人からのアンケート、イベント告知等の依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応するものとする。

(会員資格の喪失にともなう権利及び義務)

第14条 会員が、その資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れるものとする。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失うが、未履行の義務はこれを免れることができない。

(会員情報の取り扱い)

第15条 会員及び入会申込者は、当法人に対して提供した会員の個人情報を、当法人が以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 第5条に定める入会審査
- (2) 会員が提供する各種サービスや法人の活動を会員に知らせる必要がある場合
- (3) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと本法人のウェブサイトや販促物等に掲載する場合
- (4) 当法人の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (5) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
- (6) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示など

第4章 本会員規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

第16条 当法人は、理事会の承認を得て、本規約の内容を変更、追加または削除できるものとする。

第5章 その他

(免責及び損害賠償)

第17条 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

2 会員間の問題に関して、当法人は一切の責任を負わないものとする。

(条項等の無効)

第18条 本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

(合意管轄)

第19条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議事項)

第20条 本規約の内容について協議が必要な場合、または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

附則

本規約は、2017年11月27日より施行する。